

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蛙子池地区を行うことについて平成25年7月25日認可した。

平成25年8月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫